

資料1



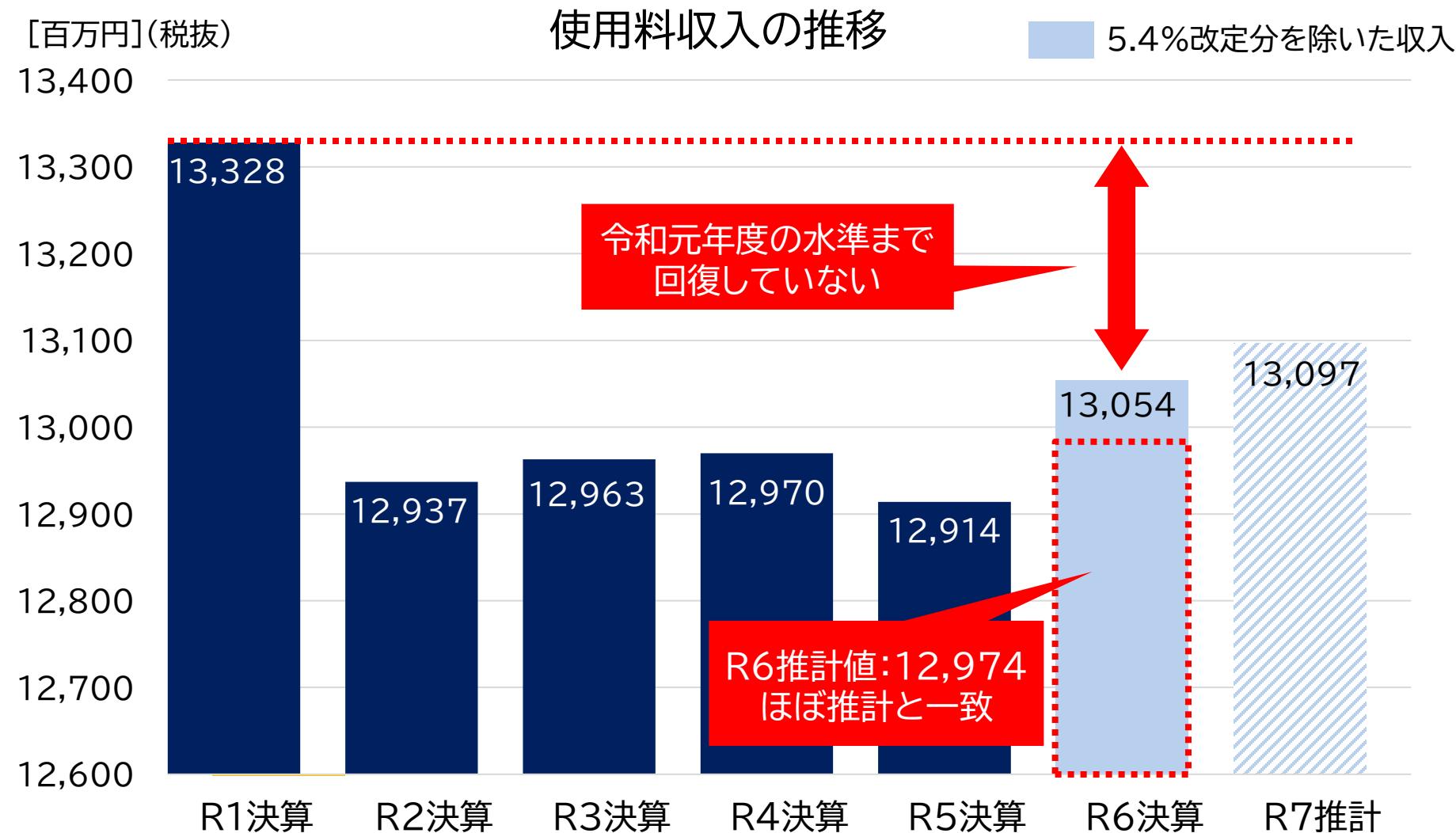
下水道使用料の改定について

令和7年8月6日（水）

令和7年度第2回千葉市下水道事業等経営委員会

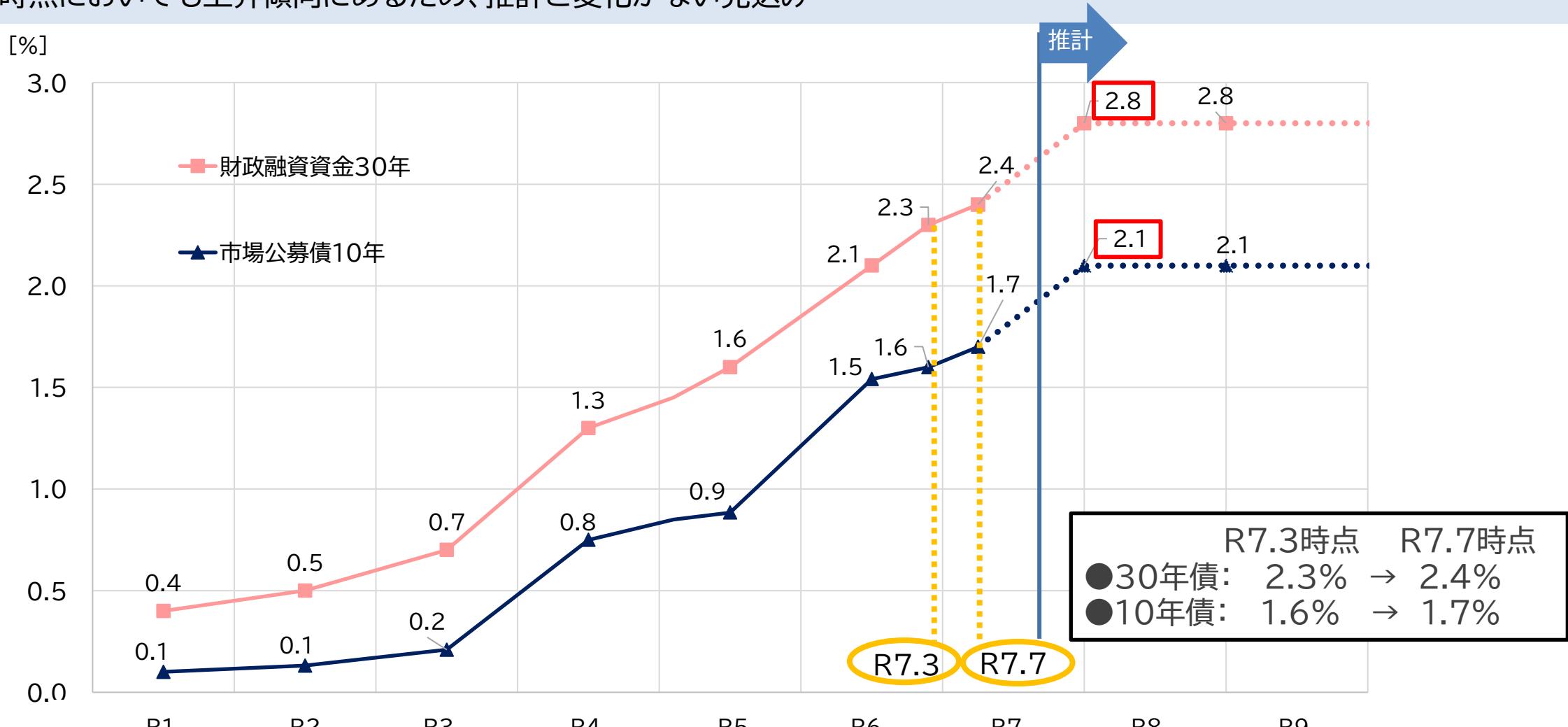
1 下水道使用料収入の推移

- ◆ 使用料収入は、推計の見直しにより、R7年度までに130億円程度(R6改定影響除く)までに回復すると推計
- ◆ (R6改定影響除く) R6決算値13,054百万円は、推計値12,974百万円と概ね一致しているため、推計と変化がない見込み
- ◆ 回復傾向にあるものの、コロナ前の令和元年度(13,328百万円)の水準には戻っていない



2 企業債借入金利の推移

- ◆ 企業債借入金利は、令和7年度市想定金利を採用し、30年債は2.8%、10年債は2.1%が続くと推計
- ◆ R7. 7時点においても上昇傾向にあるため、推計と変化がない見込み



※R6中央値までは、実績を示している。

3 使用料改定の必要性と主な影響要因

- ◆ 現時点においても、これまでの推計と変化がないため、令和8年4月に**13.6%**の改定が必要である

【令和8年度改定率】

使用料算定期間:2年間

★令和8～9年度までの資金不足額:(前回改定時試算)約**17億円** →約**37億円**に拡大(**20億増**)
⇒令和8年度改定率:(前回改定時試算)**6.0%** →**13.6%** (**7.6%増**)

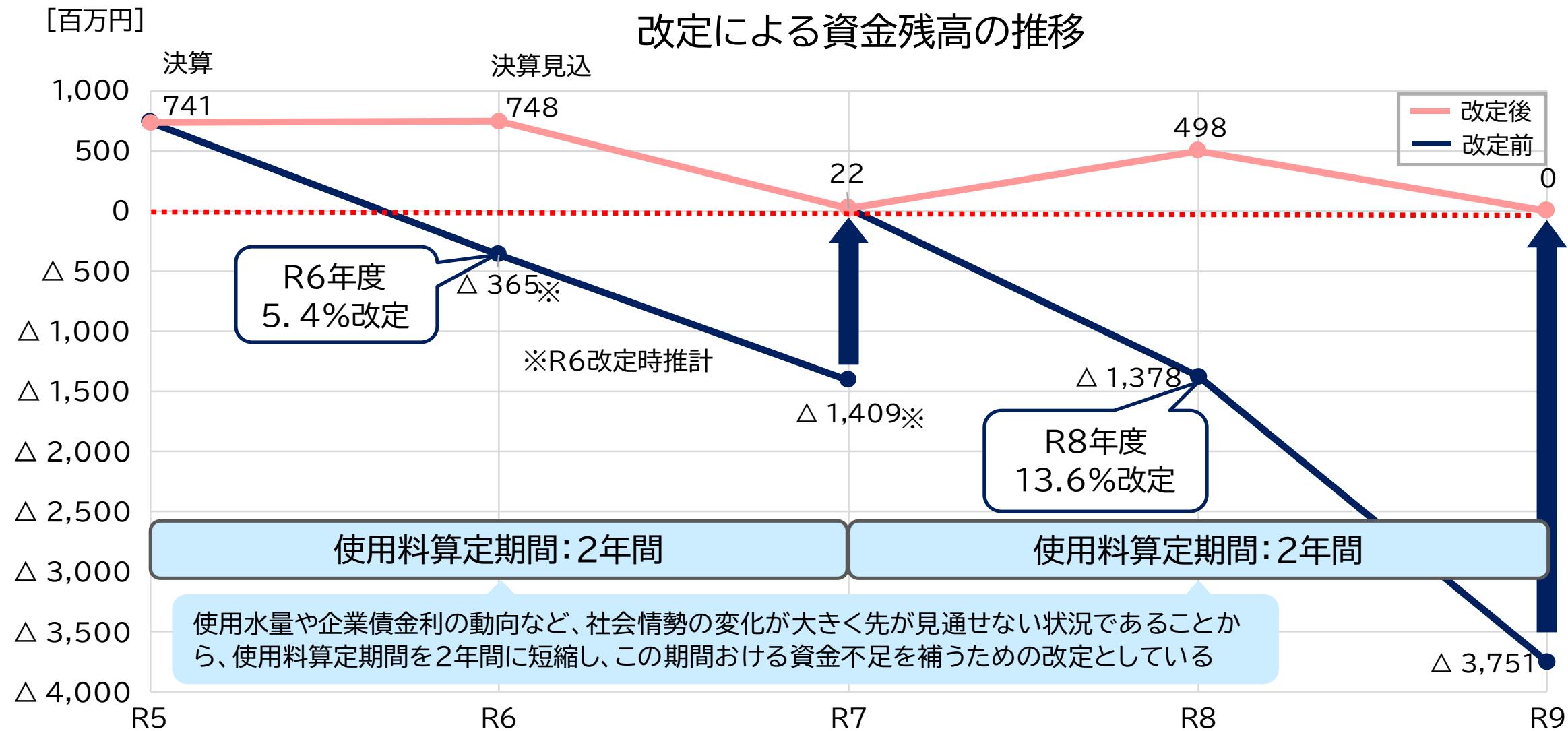
【資金不足額への影響要因】

区分	要因	影響額	構成比	改定率への影響 ※7.6%×構成比
拡大要因	千葉県への維持管理負担金の引き上げ	8億円	40%	3%
拡大要因	処理場・ポンプ場の維持管理に係る人件費の上昇	6億円	30%	2%
拡大要因	企業債金利の上昇	5億円	25%	2%
縮小要因	汚泥処分費の削減	▲0.5億円	▲2.5%	▲0.19%
縮小要因	管路の維持管理費の削減	▲0.5億円	▲2.5%	▲0.19%
拡大要因	その他	2億円	10%	1%
	合計	20億円	100%	7.6%

事業を進めるにあたり、様々な経費が上昇する中、利用者の負担を可能な限り軽減するため、抑制策を講じることで、改定率の抑制を図った

4 改定による資金残高の推移

- ◆ 令和7年度における資金不足約14億円を解消するため、令和6年4月に 5.4%改定を行った
- ◆ 令和9年度における資金不足約37億円を解消するため、令和8年4月に13.6%改定を行う必要がある



5 料金設定の基本的な考え方(5/27の経営委員会と同様)

料金表改定案の考え方

- 各区分の使用者の負担感が公平になるように、可能な限り改定率を均等にする。
- 使用料全体に占める基本使用料の割合については、他政令市の平均(26%)を鑑み、現行(25%)と同程度とする。
- 累進度については、現行(4.9)以上とはせず、同程度とする。



5月27日の経営委員会で示した試算

- 20m³/月の月額使用料(税込み) 2,428円／月(改定額288円)

最 終 案



- 20m³/月の月額使用料(税込み) 2,429円／月(改定額289円)

6 料金表 改定率13.60%

累進度 4.9(現行4.9)
改定率の範囲 (13.27%~13.80%)

基本使用料割合 24.8(現行24.8)

種別	汚水排除量	現行料金 (R6.4月)	試算	
			料金単価	料金単価 改定差額
一般汚水	基本使用料	611	694	83
	1~5m³	15	17	2
	6~10m³	18	20	2
	11~20m³	117	133	16
	21~30m³	161	183	22
	31~50m³	199	226	27
	51~100m³	242	275	33
	101~500m³	282	321	39
	501~1,000m³	314	357	43
	1,001~2,000m³	348	396	48
	2,001m³~	379	431	52
	浴場汚水	10	10	0
	共用汚水	75	87	12
10m³使用料(一般汚水)		776	879	103
" [税込み]		853	966	113
20m³使用料(一般汚水)		1,946	2,209	263
" [税込み]		2,140	2,429	289

水量	旧料金	新料金	増加額	改定率
0 m³	611	694	83	13.58%
1 m³	626	711	85	13.58%
2 m³	641	728	87	13.57%
3 m³	656	745	89	13.57%
4 m³	671	762	91	13.56%
5 m³	686	779	93	13.56%
6 m³	704	799	95	13.49%
7 m³	722	819	97	13.43%
8 m³	740	839	99	13.38%
9 m³	758	859	101	13.32%
10 m³	776	879	103	13.27%
11 m³	893	1,012	119	13.33%
12 m³	1,010	1,145	135	13.37%
13 m³	1,127	1,278	151	13.40%
14 m³	1,244	1,411	167	13.42%
15 m³	1,361	1,544	183	13.45%
16 m³	1,478	1,677	199	13.46%
17 m³	1,595	1,810	215	13.48%
18 m³	1,712	1,943	231	13.49%
19 m³	1,829	2,076	247	13.50%
20 m³	1,946	2,209	263	13.51%
30 m³	3,556	4,039	483	13.58%
50 m³	7,536	8,559	1,023	13.57%
100 m³	19,636	22,309	2,673	13.61%
500 m³	132,436	150,709	18,273	13.80%
1,000 m³	289,436	329,209	39,773	13.74%
2,000 m³	637,436	725,209	87,773	13.77%
10,000 m³	3,669,436	4,173,209	503,773	13.73%

7 料金単価等改定推移

平成19年から、10m³までの低額の基本水量制を廃止し、基本使用料と1m³からの従量使用料を導入
平成22年から、汚水排除量ごとの従量料金区分を10区分とした

[税抜き]

区分	S52.4	S54.4	S57.4	S60.4	H4.4	H7.10	H10.4	H13.4	H16.4	H19.4	H22.7	H26.4	R6.4	R8.4
改定率					32.14%	16.84%	16.77%	4.84%	3.94%	3.91%	1.90%	2.56%	5.40%	13.60%
一般汚水	基本使用料(0m ³ ~)									560円	570円	580円	611円	694円
	基本料金(~10m ³)	220円	250円	300円	400円	500円	550円	630円	630円	660円				
	1m ³ ~5m ³										15円	15円	15円	17円
	6m ³ ~10m ³										15円	16円	17円	18円
	11m ³ ~20m ³	22円	30円	40円	55円	70円	81円	96円	100円	104円	108円	109円	111円	117円
	21m ³ ~30m ³	25円	35円	50円	70円	90円	105円	125円	131円	137円	143円	147円	152円	161円
	31m ³ ~50m ³	30円	40円	60円	85円	110円	129円	154円	162円	170円	178円	182円	188円	199円
	51m ³ ~100m ³	35円	50円	70円	100円	133円	127円	187円	197円	207円	217円	222円	229円	242円
	101m ³ ~500m ³	40円	55円	80円	115円	156円	185円	220円	232円	243円	254円	259円	267円	282円
	501m ³ ~1,000m ³	45円	60円	90円	130円	179円	212円	247円	260円	271円	281円	287円	297円	314円
	1,001m ³ ~2,000m ³	50円	70円	100円	145円	202円	239円	279円	292円	303円	313円	319円	329円	348円
	2,001m ³ ~	55円	75円	110円	160円	225円	266円	306円	320円	332円	342円	349円	359円	379円
浴場汚水(1m ³)		6円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円
共用汚水(1m ³)		22円	25円	30円	40円	50円	55円	63円	66円	68円	71円	72円	75円	87円

8 改定の概要とポイント

改定の概要

- 使用料算定期間: 2年間(令和8~9年度)
- 資金不足額 : 約37億円
- 改定率 : 13.60% ※一般家庭(20m³/月使用)で月額 + 289円(税込)
- 施行日 : 令和8年4月1日

改定のポイント

1. 使用料算定期間の短縮

前回改定(令和6年4月)と同様、先が見通せない状況であることから、2年間に短縮
※平成26年度までは4年間

2. 資金不足の縮減

維持管理コスト削減により、約1億円を縮減

- ・汚泥固形燃料化施設の導入による汚泥処分費の削減
- ・管路の包括的民間委託の対象範囲拡大による維持管理費縮減

3. 料金表改定の考え方

各区分の使用者の負担感が公平となるように、可能な限り改定率を均等にする。

9 経費節減の取り組み

- ◆ 経費節減の取り組みにより、R10～14年度までの資金不足額が約3億円減少する

令和10年度以降の収支推計に反映

●汚泥処分費の削減

- ・汚泥焼却炉2基を固体燃料化施設へ更新(R8～1基分、R11～2基分)

対象期間	削減効果額
令和10年～14年度(4年間)	191百万円

経費節減額 3億円

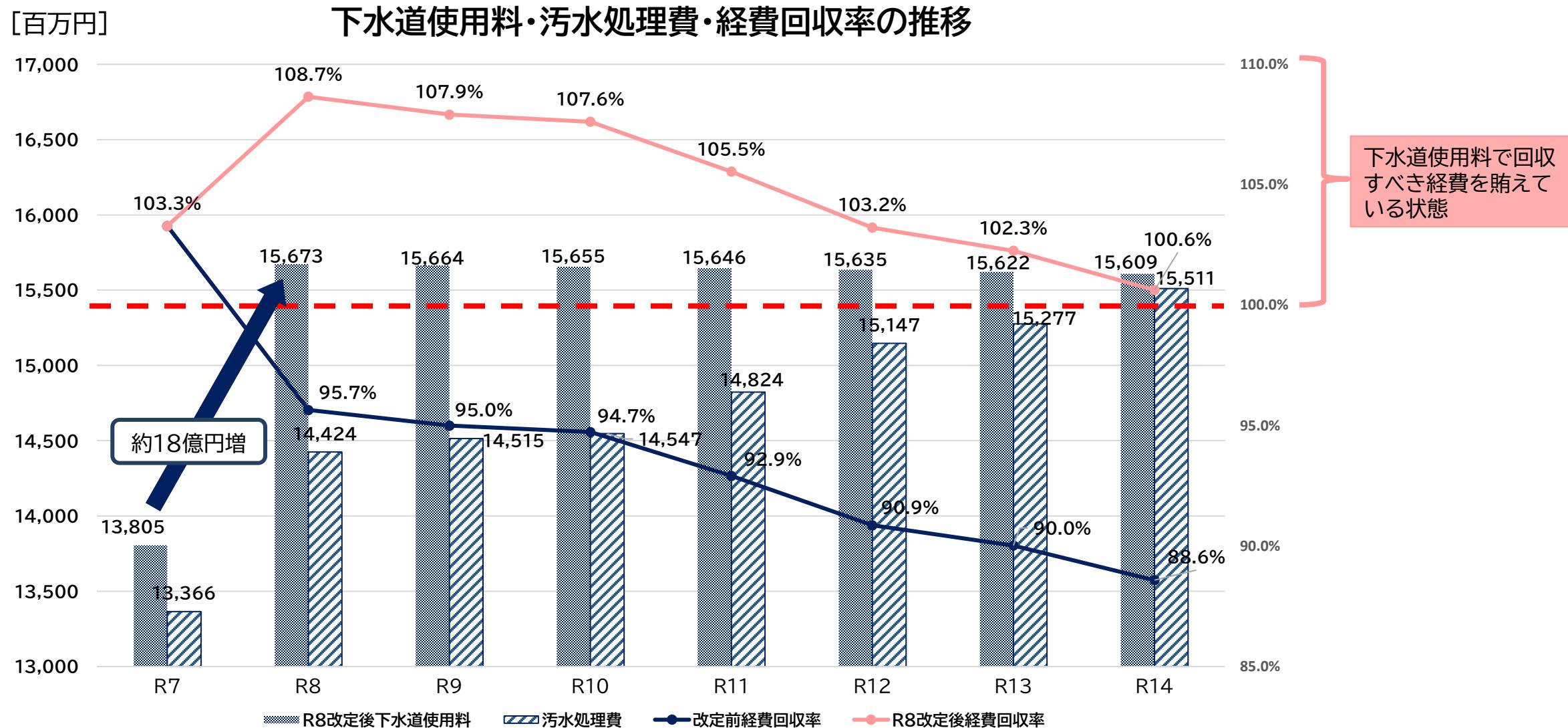
●管路の維持管理費の縮減

- ・管路の包括的民間委託の対象範囲拡大(対象区域を美浜区として試算)

対象期間	削減効果額
令和10年～14年度(4年間)	129百万円

10 使用料改定後の収支見込について—経費回収率—

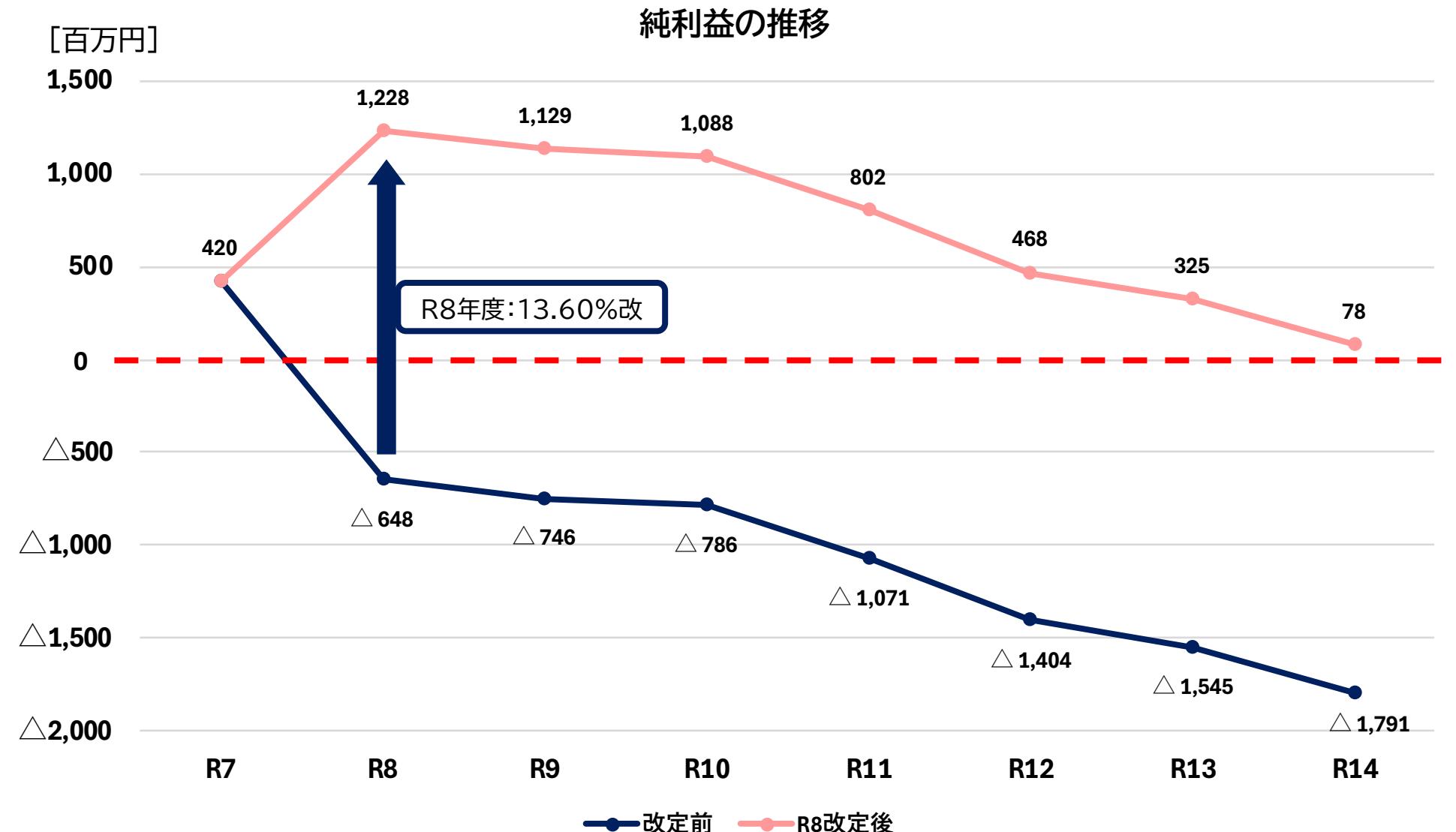
◆ 現在の経営環境が続いた場合においても、中長期経営計画期間であるR14年度まで、経費回収率は確保できる見込み



※ 経費回収率(下水道使用料÷汚水処理費)が100%を上回っていれば、下水道使用料収入が、汚水処理にかかる費用を回収できていると言える。

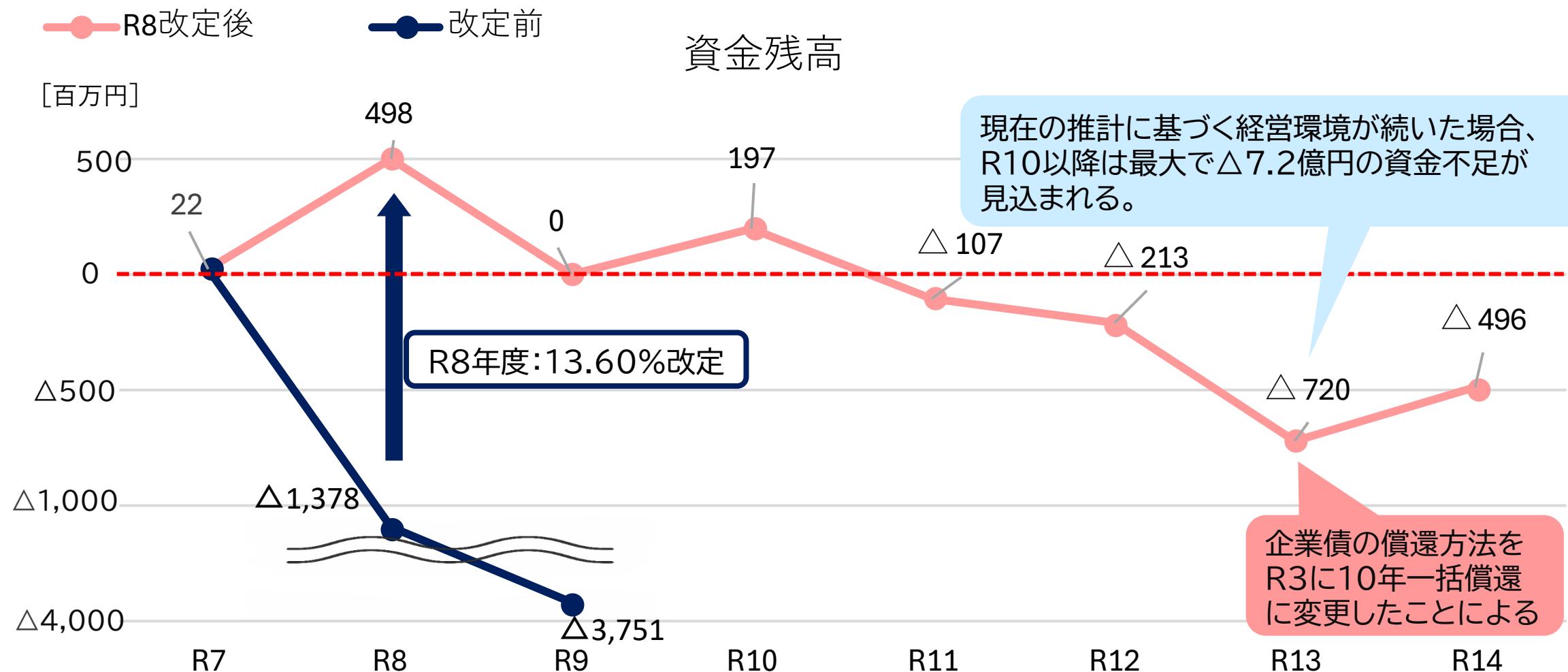
11 使用料改定後の収支見込について—純利益—

◆ 現在の経営環境が続いた場合においても、中長期経営計画期間であるR14年度まで、純利益は確保できる見込み



12 使用料改定後の収支見込についてー資金不足額ー

◆ 現在の経営環境が続いた場合、最大でR13年度に7.2億円の資金不足が見込まれる



13 今後の見通しについて

- ◆ R8年度に使用料水準が一定程度引き上がることで、R10年度以降は、大きな社会情勢の変化がない限り、従来の使用料算定期間である4年間を基本として、改定の必要性を判断する

中長期経営計画(令和10~14年度)の見直し

●資金収支計画の見直し

- ・最新の社会情勢を反映した収支計画の見直しを行う中で、改定の必要性について適切に判断していく

中長期経営計画見直し時に検討する主な内容

●電力需給一元化による電気料金の削減

- ・令和8年度から、清掃工場で発電した電力を浄化センターへ送電を開始

●管路の包括的民間委託の対象範囲拡大による維持管理費の縮減

- ・令和11年度からの第3期管路包括的民間委託の対象範囲拡大を検討

●埼玉県八潮市での道路陥没事故を踏まえた「下水道管路の全国特別重点調査」結果に基づく改築費用等の増大

- ・管径2m以上かつ平成6年以前(30年以上経過)に設置された管路の調査結果に基づき対策を実施
- ・管路の点検・調査の基準や頻度、方法(技術化)等のあり方を踏まえた維持管理手法の見直し

★次期中長期経営計画を見据え、令和15年度以降の収支シミュレーションを行うことで、中長期的な視点に立った、計画的な事業運営に取り組んでいく